

## 身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて

令和3年度の指定障害福祉サービス等の報酬改定に伴い、身体拘束等の適正化が義務化され、適切な取組を実施していない場合は、令和5年4月1日より報酬が減算されました。

事業所等の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、適切な取組を実施していただきますようお願いいたします。

### 1. 対象となるサービス及び算定される単位数

療養介護、施設入所支援、障害者支援施設が行う昼間実施サービス、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設  
→所定単位数の10%を減算する。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護※、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）※、就労移行支援※、就労継続支援※、就労選択支援（令和7年10月1日創設）、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援  
※障害者支援施設が行う昼間実施サービスを除く  
→所定単位数の1%を減算する。

### 2. 減算が適用される要件

①から④までの運営基準を満たさない場合に減算が適用されます（いずれか1つでも満たさない場合は減算になります。）。

- ① 身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会※<sup>1</sup>を定期的（少なくとも1年に1回以上※<sup>2</sup>）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行うこと。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（少なくとも1年に1回以上）に実施すること。

※1：身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能です。また、事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可能です。

※2：「1年に1回以上」とは、年度ではなく、直近1年で考えます。

### 3. 減算の適用期間

(1) 減算の適用開始月

**事実が生じた月の翌月**

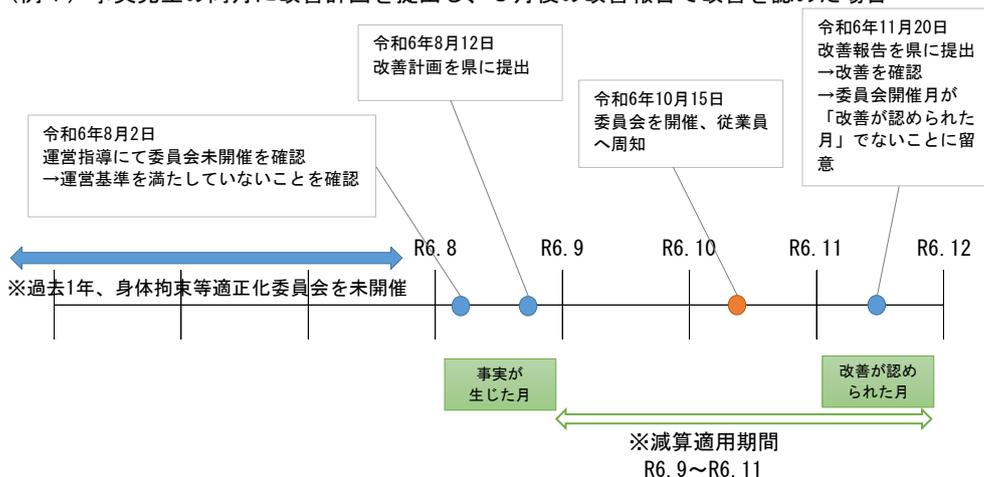
→ 運営指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。

(2) 減算の適用終了月  
改善が認められた月

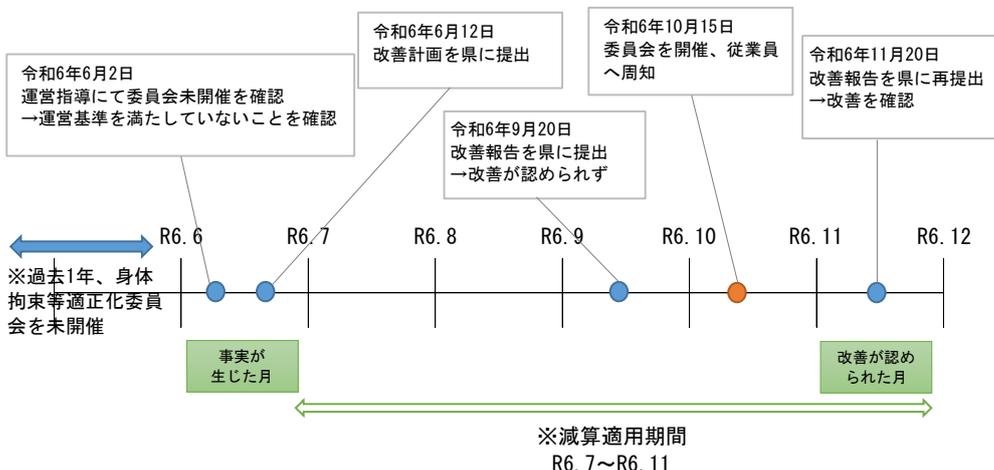
→ 運営基準を満たしていない事実が生じた場合、当課（県西部に所在する事業所等は地域福祉課石見指導監査室）あてに速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3か月後に同計画に基づく改善報告書を提出ください。当該改善報告書により改善が認められた月が減算の終了月になります。

減算適用の考え方

(例1) 事実発生の同月に改善計画を提出し、3月後の改善報告で改善を認めた場合



(例2) 事実発生の同月に改善計画を提出、初回改善報告で改善を認められなかった場合



○改善計画・改善報告様式の県HP掲載場所

- 県HPトップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け >
  - > 7-1 障害福祉サービス事業所・施設関係
  - > (1) 事業者の指定、報酬算定に係る届出等について
  - > ○その他
  - > 身体拘束廃止未実施減算について